

島根県内部統制評価報告書
(令和5年度)

審査意見書

令和6年9月

島根県監査委員

監 第 5 9 号
令和6年9月5日

島根県知事 丸 山 達 也 様

島根県監査委員 高 橋 雅 彦

島根県監査委員 田 中 明 美

島根県監査委員 山 口 和 志

島根県監査委員 三 島 明

島根県内部統制評価報告書（令和5年度）審査意見書について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定に基づき審査に付された島根県内部統制評価報告書（令和5年度）について、審査を実施したので、別添のとおり提出します。

島根県内部統制評価報告書（令和5年度）審査意見書

令和6年9月5日

1 審査の対象

島根県内部統制評価報告書

【評価対象期間：令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）】

2 審査の着眼点

監査委員による島根県内部統制評価報告書の審査は、島根県知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

知事から審査に付された島根県内部統制評価報告書について、島根県監査基準に準拠し、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

島根県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

審査の結果については上記のとおりであるが、令和5年度においても、運用上の重大な不備が把握され、内部統制は有効に運用されていないと判断されたところであるから、このことについて監査委員の意見を付記する。

今回、運用上の重大な不備として把握されたもののうち指定管理業務に係る事案は、仕様書に定める水質検査の一部について、県と指定管理者の双方の確認等が不十分であったため、長期にわたって実施されていなかったというものであった。多くの県民が利用する施設の維持管理業務については万全を期す必要があり、仕様書や事業計画書の適正な作成・確認とその実施がなされなくてはならない。同様事案の発生がないよう、不備の原因や内容を全庁で情報共有し、再発防止に努められたい。

また、内部統制制度の運用の開始から4年が経過し、会計事務を初めて担当する職員のOJTにリスク評価シートを活用する所属や、担当者・実施期限・実施状況等を一覧表にして情報を共有する所属などがある一方で、リスク評価シートに不備等が記載されておらず、財務監査で不備等を認識する事案も見受けられた。

全ての所属において、組織的にリスク評価シートを活用したリスク低減の取組がなされるためには、各職員が内部統制制度の本質を理解し、日頃からリスク対応策を意識して主体的に取り組むことが必要であり、制度の一層の浸透と活用の促進に努められたい。